

【有料職業紹介事業における返戻金制度】

採用された候補者が勤務開始後3か月以内にその者の責に帰すべき事由により退職または解雇された場合、紹介手数料から、その者が勤務した日数にサービス利用料金に相当する金額を乗じた金額を差し引いた金額を返還する。

また、入社後の3ヵ月を超えた期日の退職および解雇については、いかなる理由による場合も、紹介手数料の返還は行わない。

但し、別途の条件を事前に提示した場合は当該条件による。

株式会社オンコール
許可番号13-ユ-314220